



年末から年度末にかけての資金需要に ぜひマル経融資をご活用ください！

◎小規模事業者経営改善資金（マル経融資）とは？

マル経融資は、商工会等の「融資の斡旋」を受けた方だけが利用できる融資制度です。

融資対象	常時使用する従業員数	商業・サービス業：5人以下の事業者（宿泊業・娯楽業は20人以下）
	製造業・その他	20人以下の事業者
限度額	2,000万円以内	
資金使途	運転資金および設備資金	
借入期間	運転資金：7年以内（据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（据置期間2年以内）	
利 率	年利 1.21 % (令和元年10月現在)	

※融資には審査がありますので、ご希望に添えない場合があります。

◎マル経融資には利子補給の制度があります

補給期間：2年間

補給額：【県】利子（1.21%）のうち0.5%

【市】県の利子補給を差し引いた額の1/2

マル経融資の申込は、各支所にて行ってあります。

また11月21日（木）には、日本政策金融公庫の職員による一日公庫を開催します。マル経融資を含む融資のご相談等がありましたらお気軽にご参加ください。詳しくは別紙一日公庫のお知らせをご覧ください。



「治療と仕事を両立させたい！」働く人と会社のアシスト(支援)をします。

日本人の2人に1人はがんになる時代です。がんは今や「長く付き合う病気」となってきました。

また、働く世代の3人に1人は何らかの治療をしながら仕事をしています。雇用年齢の長期化により、今後ますますその数は増えていくことが予想されます。

深刻な人手不足、人材の流出を防ぐためにも、治療をしながら働き続けられる会社づくりと一緒に考えてみませんか。

個別相談、社内セミナーなど多様なニーズにお応えします。お気軽にお問い合わせください。

◆事業場の規模：不問 ◆相談・支援：無料

【お問合せ先】 福井産業保健総合支援センター TEL：0776-27-6395

新規加入会員（R1.7月～9月）事業所のご紹介

（敬称略、加入日順）

事業所名	代表者氏名	住所	業種
有限会社北精工	北 強	丸岡町新間	製造業
株式会社西農園	西 善 昭	三国町加戸	農業
介護タクシー 青い鳥	友 田 勇 治	坂井町上関	介護タクシー
合同会社すてっち	高 田 昌 樹	丸岡町里丸岡	学習塾
平田燃料店	平 田 幸 男	春江町針原	小売業
有限会社ノムラ工務店	野 村 英次郎	春江町本堂	建設業
焼肉 風風	五十嵐 靖 子	丸岡町朝陽	飲食業
スタートアップ	徳 丸 慎一朗	福井市川合鷺塚町	自動車小売業
川崎工業	川 崎 慎 悟	坂井町田島	解体業
有限会社近藤造園	木 村 達 見	三国町池上	造園業

商工会では、新規会員になっていただける事業所を募集しております！お知り合いの事業所で未加入の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください！



[第113号]

発行 坂井市商工会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

11月号
2019.11

事業承継の準備は今が始め時! 節税だけじゃない、事業承継のいろいろ

事業承継は税務や法務のような個別課題にとどまらず、経営そのものの問題です。大企業には経営者が数年単位で交代するケースも見られますが、中小企業ではあり得ないことであり、中小企業の経営者交代は、その企業に働く従業員にとって大きな心理的インパクトとなります。従業員だけでなく、取引先や取引金融機関のような利害関係者（ステークホルダー）にとっても取引先の経営者交代が重要な意味を持つと言えます。

近年は、事業承継に関する支援策も整備されており、事業承継を予定している企業にとっては今が準備の始め時と言えます。

1. 事業承継税制

平成30年4月1日より、事業承継税制が大幅に緩和され、中小企業の事業承継の際の贈与税・相続税の納税猶予に関して適用範囲が広がることとなりました。ただし、この特例は、5年内に特例承継計画を提出し、10年内に実際に承継を行うという、期間限定となります。

(1) 税制の入り口要件を緩和

現行制度では、納税猶予の対象となる株式数に2/3の上限があり、さらに相続税の猶予割合は80%でしたが、対象株式の上限を撤廃するとともに納税猶予割合も100%としました。

さらに、現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者への贈与・相続の場合のみ対象でしたが、特例制度では親族外を含む複数の株主から代表者である複数の後継者（最大3人まで）への承継も対象となりました。



(2) 税制適用後のリスク軽減

現行制度では、制度の適用後に株価が下落した場合、承継時の株価で贈与・相続税の計算が必要でしたが、特例制度では下落した評価額で計算しなおすことが可能です。また、税制適用後5年間で平均8割の雇用を維持することが条件でしたが、特例制度では条件未達でも納税猶予は継続されます（認定支援機関の指導助言が必要）。

上記の制度の適用を受けるためにまずしなければならないことは、令和5年3月31日までに「特例承継計画」を作成し、認定支援機関の所見記載により、県の窓口に提出しなければなりません。

以上、大幅な緩和となった事業承継税制ですが、本制度を活用しようと思われた方は、顧問税理士等の専門家や県の窓口へご相談ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>

2. 事業承継に関する補助金・助成金

事業承継補助金ですが、すでに事業承継を行った（おおよそ3年以内）企業に対する国の補助金と、これから事業承継を行う（3年以内）企業に対する県の補助金に分けられます。

(1) 国の事業承継補助金

後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等が、経営者の交代や、事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う場合に、その取組に要する経費の一部を補助するものです。（本年度の募集は終了）

(2) 福井県のふるさと企業経営承継円滑化事業

福井県の「ふるさと企業経営承継円滑化事業助成金」につきましては、「事業改善型」と「承継準備型」、「事業創継・再編統合型」があります。こちらも本年度の募集は終了していますが、詳細については、ふくい産業支援センターのホームページ<http://www.fisc.jp/subsidy/syoukeijyunbi/>をご覧ください。

3. 事業承継の相談窓口

「後継者が決まっている」「後継者候補はいるけど、決まっていない」「後継者候補がない」様々な企業があるかと思います。それぞれの課題や問題について、中立の第三者を入れることで課題がスムーズに解決する場合もありますので、商工会等の支援機関や専門機関をぜひご活用ください。

<事業承継専門の相談機関 事業承継ネットワークについて>

福井県事業承継ネットワークでは、事業承継のご相談に中小企業診断士や税理士等の専門家が直接応じる体制をスタートしています。また、企業の課題に応じ、専門家チームを無料で派遣します。詳しくは、福井県事業承継ネットワークのポータルサイトhttp://www.fisc.jp/sho_k/からお問い合わせいただくか、0776-67-7422までご連絡ください。

(文寄稿：福井県事業承継ネットワーク 事業承継コーディネーター 竹川充)

事業承継ネットワークと共にセミナーを開催します！

11月18日（月）、19日（火）商工会にて事業承継セミナーを開催します。これから事業承継の準備を始める事業所の皆さん、ぜひ現経営者と後継者一緒にご参加ください。詳細については今月号に同封のチラシをご覧ください。



相次ぐ大規模災害に備えて...

BCP（事業継続計画）について考えてみませんか？

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことがでなければ、特に中小企業は、経営基盤の脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされない場合には、平常時からBCPを周到に準備しておく、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。顧客の信用を維持し、企業価値の維持・向上につながります。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことがあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます（下図参照）。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、BCP導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。

BCPについてもっと詳しく知りたい、策定を検討したいという方は、11/22（金）に開催されるセミナーにぜひご参加ください。セミナーの詳細、申込みについては今月号に同封のチラシをご参考ください。

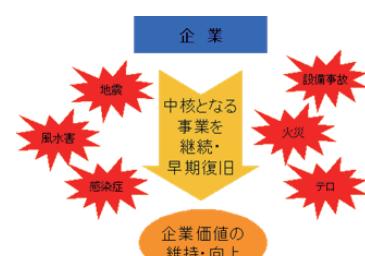


図 BCP（事業継続計画）の役割

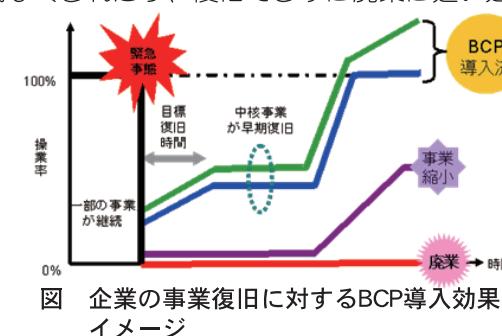


図 企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ

忘れていませんか？

ひとりでも労働者を雇用したら、労働保険の加入が義務です！

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を雇用した全ての事業主に加入が義務付けられています。

加入手続きを故意又は重大な過失により怠っていた場合は、遡及して保険料を徴収するほか、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになっています。

労働保険の加入手続き、労働保険制度についてのご相談はお気軽にどうぞ。



三国公共職業安定所 電話 0776-81-3262
福井労働基準監督署 電話 0776-54-7722

・会社の労働者数が以下の範囲であること。

業種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外	300人以下

・労働保険事務組合に加入し手続きすること

坂井市商工会労働保険事務組合をご利用ください！

労働保険事務組合では、労働保険の事務代行を行っています。労働保険の成立や変更に関する届出、従業員の雇用や退職の際の届出など事務組合が代行いたします。

事務組合への加入手続き、手数料などについては商工会各支所にお問い合わせください。

工業部会より

ビジネスチャンス!! 事業

ビジネスチャンス !! 事業所紹介

優れた技術等を持ちながらも、なかなか周知されない会員事業所様のPRのお手伝いをいたします！掲載希望の企業がございましたら、申込書に自社の技術・特徴等をご記入頂き、商工会までご提出ください。

記入様式は、坂井市商工会ホームページの工業部会からダウンロードできます。

■お問合せ先／坂井市商工会 担当：森川・大西まで TEL 66-3324 FAX 67-7023

企業名 有限会社 ZENSHIN

住 所 〒913-0037 福井県坂井市三国町黒目22号50番地16

T E L 0776-81-3963 E-mail yamazen@h9.dion.ne.jp

F A X 0776-81-3968 U R L <http://www.yamazen-unyu.co.jp/>

<業務内容> 私たちは、技術の力を大切にします。

どのような難題にも取り組む私たちのパワーは、適材・適所を知っているから湧いてくるのです。

私たちが所有する『クレーン』は、その目的により安全にスピーディーに仕事をこなしております。

新時代のニーズに即応するため、安全の確保や教育面にも力を入れております。

クレーン業務で地域社会に貢献する『ZENSHIN』限りなく挑戦し続けます。

